

○小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給要綱

令和4年8月24日

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻によりウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援するため、予算の範囲内において支給する小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金（以下「給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 令和4年2月24日以降にウクライナから出国したウクライナ国籍を有する者又はこれに準ずる者であって、第5条の規定による支給の申請の日において、本市の住民基本台帳に記録されている者を含む世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主

(2) 令和4年2月24日から第5条の規定による支給の申請の日までの間、引き続き、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、前号の世帯の者を受け入れた世帯の世帯主

(支給対象)

第3条 給付金の支給の対象とする費用は、支給対象世帯が、新たな生活を始めるに当たって必要な家具、家電、日用品等の購入費並びに住宅借り上げに要する費用（以下「家具什器等の購入等」という。）に係る費用とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1世帯20万円以内で家具什器等の購入等に係る費用として必要な額とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、この限りでない。

(支給申請)

第5条 給付金の支給の申請をしようとする者は、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があり、給付金を支給すべきものと認めるときは、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給決定通知書（様式第2号）により速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

2 給付金の支給は、支給対象世帯1世帯につき1回に限るものとする。

(給付金の支給)

第7条 市長は、前条の規定による給付金の支給の決定から1か月以内に給付金を支給するものとする。

(変更の承認)

第8条 第6条第1項の規定により給付金の支給の決定を受けた者は、第5条第1項の申請の内容に変更が生じた場合は、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告)

第9条 給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、家具什器等の購入等が完了したときは、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給実績報告書（様式第4号）に、領収書の写し等を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、家具什器等の購入等の完了の日から1か月以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(給付金の額の確定)

第10条 実績報告による審査の結果、給付金の給付の決定の内容に適合すると認めるときは、市長は給付すべき給付金の額を確定し、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給額確定通知書（様式第5号）により受給者に通知するものとする。

2 受給者は、前項の給付金の確定額が第6条の規定による支給決定の額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

(受給者の責務)

第11条 受給者は、給付金が支給対象世帯に対する人道的支援を目的としていることに鑑み、支給された給付金を専ら支給対象世帯のために使用しなければならない。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
 - (2) 受給者が前条の規定に違反したと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- (給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該給付金の支給の決定を取り消された者に対し、当該給付金を返還させるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 支給対象者を含む世帯の構成員が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する場合は、給付金の支給対象者としなない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

次のとおり給付金を申請します。

1 支給対象世帯

世帯主	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	電話番号		申請者との関係	
世帯構成員1	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			
世帯構成員2	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			

(※) 世帯構成員の住所が世帯主と同じ場合は、「同上」と記載してください。

2 申請額

_____ 円（申請額の内訳は別紙内訳書のとおり）

3 受給方法 窓口での現金受給 口座振替

口座振替の場合、申請者（支給対象者）の口座情報を記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義 カタカナ			

【添付書類】

1 対象避難民

- 支給対象世帯の構成員全員分のウクライナ避難民証明書の写し
- 支給対象世帯の構成員全員分の在留カードの写し（小田原市に居住していることが確認できる書類）

2 申請者（申請者が身元保証人の場合）

- 本人確認書類の写し
- 3か月以内に発行された住民票の写し
- 対象避難民との関係性が確認できる書類

別紙内訳書

	家具什器等名	金額積算
1		
2		
3		
4		
5		
	合計	円

様式第2号(第6条関係)

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給決定通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のありました家具什器等給付金の支給については、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給要綱第6条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

支給額

様式第3号(第8条関係)

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました家具什器等給付金の支給について、
次のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

変更の理由

様式第4号（第9条関係）

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金について、次のとおり実績を報告します。

	家具什器等名	金額積算
1		
2		
3		
4		
5		
	合計	円

※家具什器等の領収書（金額が分かる書類）を添付してください。

様式第5号(第10条関係)

小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給額確定通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで支給決定をした家具什器等給付金について、実績報告の結果、支給金額を次のとおり決定したので、小田原市ウクライナ避難民支援事業家具什器等給付金支給要綱第10条の規定により通知します。

支給金額